

「(仮称) わかやま看護職ナビ」開設業務

< プロポーザル実施要領 >

1 趣旨

看護に関わるすべての人を対象とした専用ホームページの開設をすることで、看護職としてのやりがいや魅力を積極的に発信し、看護職の安定的な確保や資質向上につなげる。

2 事業内容

- (1) 委託業務名 「(仮称) 和歌山看護職ナビ」開設業務
- (2) 業務内容 別添仕様書のとおり
- (3) 予算上限額 金 7,000 千円（消費税及び地方消費税の額 10%を含む。）
- (4) 契約期間 委託契約日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

3 参加資格

それぞれ次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成 20 年和歌山県告示第 1261 号。以下「要綱」という。）に基づき、競争入札参加資格者名簿の営業 2 種目の大分類「6 情報処理」のうち、小分類「2 システム開発・改良・運用・保守」かつ「5 インターネットコンテンツ作成・運用」の両方に掲載されている者。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者。ただし、同項第 1 号に該当する者であって、同項に規定する特別の理由がある場合に該当するものについては、この限りでない。
 - イ 政令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、入札に参加することを停止された期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人もしくは入札代理人として使用する者
- (3) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定している場合は、この限りでない。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定がある場合は、この限りでない。
- (5) 本プロポーザルに参加を希望する業務種目の営業を行うにつき、法令等の規定により必要な官公署の免許、登録、許可、認可等（以下「許認可等」という。）を受けている者又は必要な官公署への届出等を行っている者であること。

- (6) 和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていない者であること。
- (7) 過去 5 年間に本業務に類似する同種同規模の事業実績を有していること。
(類似する事業実績とは、ホームページの作成・リニューアル業務の実績を指す)
- (8) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (9) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。
- ア 和歌山県暴力団排除条例(平成 23 年和歌山県条例第 23 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員等若しくは同条第 2 号に規定する暴力団員ではないが、暴力団と関係を有しながら、その組織の威力を背景として暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団等」という。)が経営し、又は経営に実質的に関与している者
 - イ 不当と認められる目的を有して暴力団等が経営し、又は実質的に関与している者を利用して
いる者
 - ウ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者
 - エ 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - オ 下請契約、資材・原材料の購入契約、委託契約その他の契約に当たり、その契約の相手方が、
アからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該契約を締結している者
 - カ 国、地方公共団体その他の公共団体(以下「公共機関」という。)の入札、契約その他の業務
の執行に関して、法令に違反した容疑で逮捕、書類送検若しくは起訴され、刑が確定した者(そ
の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった者を除
く。)が経営し、又は経営に実質的に関与している者
 - キ 県内の公共機関が執行する入札に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくは暴力
を用いる者が経営し、又は経営に実質的に関与している者
 - ク 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入
札制度の信用を毀損する者が経営し、又は経営に実質的に関与している者
 - ケ キ又はクのいずれかに該当する者となった日から 1 年を経過しない者

4 スケジュール

項 目	日 程
事前説明会参加申込	令和 7 年 4 月 25 日(金) 12:00 まで
事前説明会	令和 7 年 4 月 28 日(月) 14:00～(予定)
参加申込及び質問受付	令和 7 年 5 月 8 日(木) 17:00 まで
企画提案書類提出期限	令和 7 年 5 月 20 日(火) 17:00 まで
審査会	令和 7 年 5 月 27 日(火) 15:30～
審査結果の通知	審査会の翌日以降速やかに行います。

5 プロポーザル事前説明会

プロポーザルの実施に当たり、プロポーザル参加を希望する事業者向けに説明会を開催する。
当該説明会に参加しなくてもプロポーザルに参加できますが、可能な限りご参加ください。

- (1) 開催日時：令和 7 年 4 月 28 日（月）14:00 から
- (2) 開催場所：Web 会議システムによる開催
- (3) 申込方法：プロポーザル事前説明会参加申込書（様式 1）を記載の上、電子メールでお申し込みください。
件名に『【説明会申込】「わかやま看護職ナビ」開設業務』と記載してください。
説明会前日までに Web 会議の参加 URL を送付いたします。
※口頭、電話による申し込みは受け付けません。
※お申し込みした際には、確認の電話を入れること。
- (4) 申込期限：令和 7 年 4 月 25 日（金）12:00 まで
- (5) 電子メールアドレス：e0501003@pref.wakayama.lg.jp

6 プロポーザル参加申込及び質問票の提出

- (1) 提出期限：令和 7 年 5 月 8 日（木）17:00 までとする。
- (2) 提出方法：電子メールで下記様式を提出。（アドレス：e0501003@pref.wakayama.lg.jp）
なお、提出した際は、確認の電話を入れること。
- (3) 提出様式：
 - ア プロポーザル参加申込
プロポーザル参加申込書（様式 3）を上記電子メールアドレスあて提出。
件名に「【プロポーザル参加申込】「わかやま看護職ナビ」開設業務」と記載の上、提出すること。
 - イ 質問票
質問票（様式 2）を上記電子メールアドレスあて提出。
件名に『【質問票】「わかやま看護職ナビ」開設業務』と記載の上、提出すること。
※令和 7 年 5 月 13 日（火）17 時までに、和歌山県ホームページに回答を掲載いたします。なお、
提案書類の記載内容及び評価基準に関する質問、他の参加者からの提案書提出状況に関する質問等は、公平性の確保及び公正な選考を妨げるおそれがあることから受け付けません。

7 参加対象資格に係る提出書類

- (1) プロポーザル参加事業者は次に掲げる書類を提出すること。
なお、各書類の説明は、別紙【提出書類一覧】を参照してください。
 - ア 企画提案申請書（様式 4）・・・1 部
 - イ 誓約書（様式 5）・・・1 部
 - ウ 提案者の概要書及び類似事業受託実績（様式 6）・・・1 部
 - エ 役員等に関する調書（様式 7）・・・1 部
 - オ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又はこれらに準ずる書類・・・1 部
 - カ 登記事項証明書・・・1 部
 - キ 印鑑証明・・・1 部
 - ク 法人税、所得税、消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明書（発行後 3 か月以内のもの）・・・1 部

ケ 都道府県税（法人又は個人事業税、法人県民税、自動車税等）に未納がないことの証明書（発行後 3 か月以内のもの）・・・1 部

（2）提出書類の留意事項

ア 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格（業務種目大分類が情報処理又は企画・公告・手配）を有する者は、「和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書」の写しを提出すれば、（1）のエ～ケの提出を省略することができる。

イ 県が必要と認める場合は、追加資料を求めることがある。

（3）提出方法：持参又は郵送

※ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の差出し、受領の記録が残る方法に限る。

（4）提出期限：令和 7 年 5 月 8 日（木）17:00 まで

（持参の場合：土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

8 企画提案書等の提出書類

プロポーザル参加事業者は次に掲げる書類を正本 1 部、副本 7 部を提出すること。

なお、副本 7 部のうち、4 部は企業名を無しにして提出すること。

（1）企画提案書（任意様式）

企画提案書は、仕様書の趣旨を踏まえ、以下の項目を盛り込み、オールカラーで作成すること。

ア ホームページ「（仮称）わかやま看護職ナビ」（トップページを含め）のページデザイン及びキャッチコピーのコンセプト

イ ホームページの項目別ページ、検索機能の高性能化イメージ図

ウ 動画の企画（趣旨、シナリオ、デザイン、音楽・効果音等）や取材方法（撮影方法、動画・写真等映像資料の入手方法等）

※映像を活用した提案をする場合は、提案書に DVD-R を添付すること。

エ 広報物の表紙や項目別ページのデザイン

※ホームページのデザインと一体性を持たせたものとする。

オ ホームページ、動画、広報物の作成の狙い

カ セキュリティの構造についての説明

キ 運用後の保守内容やサポート体制

（2）業務の実施体制及び業務完了までのスケジュール（任意様式）

（3）見積書（任意様式）

次のア・イの事項を明記すること。

ア 見積額は、当業務の実施に必要な経費を計上し、消費税及び地方消費税 10%を含む額とすることとし、積算内容を詳細かつ具体的に記載すること。

イ 宛て名は、「和歌山県知事」宛てとすること。

（4）令和 8 年度以降の 3 か年の保守（年間のシステム保守、更新、サーバーレンタル料等必要経費）等見積書（任意様式）

※「2. 事業概要」の「（3）予算上限額」には含まない。

(5) 提出方法：持参又は郵送

※ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の差出し、受領の記録が残る方法に限る。

(6) 提出期限：令和 7 年 5 月 20 日（火）17:00 まで

（持参の場合：土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

9 参加に際しての注意事項

(1) 失格事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格となる。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

イ 他の参加者と企画提案の内容又はその意志について相談を行った場合

ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示した場合

エ 企画提案書類に虚偽の記載をした場合

オ 実施要領に違反すると認められる場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

(2) 無効事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、無効となる。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 「2. 事業内容」の「(3) 予算上限額」を超えた見積額を提示した場合

(3) 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとする。

(4) 複数提案の禁止

複数の企画提案書の提出はできない。

(5) 提出書類変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めないこととする。（軽微なものを除く。）

(6) 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しないこととする。

(7) 費用負担

提出書類の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とする。

(8) その他

提出書類は「和歌山県情報公開条例（平成 13 年和歌山県条例第 2 号）」に基づき、情報公開の対象となる。

10 プロポーザルの実施方法について

(1) 審査方法

審査は、県が別に定める委員により組織された「和歌山県福祉保健部公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会」が行う。

なお、選定委員会では、(3) 審査項目及び評価内容に基づき、提出書類及び参加者によるプレゼンテーション内容により審査・評価を行い、競争性・透明性の確保に充分配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等の最も優れた企画を提案した者を委託候補者として選定する。

(2) 審査会

ア 実施日：令和7年5月27日（火）15:30～（予定）

イ 実施場所：県庁東別館5階 会議室5-A

ウ 所要時間：1事業者あたり30分以内（プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分）

エ 注意事項：

（ア）プレゼンテーション参加人数は、1事業者あたり3名までとする。

（イ）パソコン、モニター等の機材を使用する場合は事前に申し出ること。

（ウ）紙資料は、企画提案書類等の受付期間内に提出した資料のみで、プレゼンテーションを実施すること。

（エ）プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴できない。

（オ）審査会の実施方法等を変更する場合は、参加者に事前に通知する。

(3) 審査項目及び評価内容

審査項目は以下のとおりとする。なお、審査会において必要と認める審査項目を変更する場合がある。

（審査項目）

ア 業務の実施方針等

イ ホームページ（デザイン・各コンテンツ・データの更新のしやすさ）

ウ 動画

エ 広報物

オ 見積価格の妥当性

カ セキュリティ対策

※詳細は、別紙【「(仮称)わかやま看護職ナビ」開設業務委託評価基準】参照

(4) 委託候補者の決定

上記の審査項目について、提出書類及び参加者によるプレゼンテーション内容により審査を行い、審査委員が評価・採点し、総評価点が最高点の者を委託候補者とする。

最高点の者が複数いる場合は、原則として提案金額の最も安価な参加者を委託候補者とする。

参加者が1名の場合、審査結果において基準点を満たすときは、当該参加者を委託候補者とする。

(5) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、審査会終了後、委託候補者が決定してから、速やかに参加者に文書にて通知するとともに、和歌山県 医務課ホームページ内にて委託候補者の名称を公表する。

11 契約手続きについて

- (1) 選定した契約候補者と県は、企画提案の内容をもとに協議の上、仕様書の内容を確定し契約を締結する。なお、協議が整わない場合又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において評価が次点の者と協議することとする。また、企画提案の内容については、委託候補者の提案に拘束されるものではなく、より事業の効果を上げるため、県との協議により適宜変更を求めることがある。
- (2) 契約金額の支払いについては、精算払いとする。
- (3) 受託者は契約金額の 100 分の 10 の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、和歌山県財務規則第 93 条に該当する場合は契約保証金を免除することとする。

12 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 業務の全部再委託の禁止
受託者は、本事業の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。
- (2) 財産権の取扱
事業の実施により生じた著作権、特許権等の知的財産権は、県に帰属するものとする。

13 各関係書類提出場所

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局 医務課（県庁北別館 5 階）

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通 1 - 1

T E L : 0 7 3 - 4 4 1 - 2 6 0 5

F A X : 0 7 3 - 4 2 4 - 0 4 2 5

メール：e0501003@pref.wakayama.lg.jp